

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

診療所開業時の手続き

Q：個人経営の診療所を開業することになったのですが、税金関係で提出しなければならない書類にはどのようなものがあるのでしょうか。

A：開業届、給与支払届などを提出することになります。

【解説】

医院を開業した場合には、次の書類を税務署へ提出しなければなりません。

- (1)個人事業の開業届出書・開業後1カ月以内
- (2)給与支払事務所等の開設届出書・給与支払開始後1カ月以内
- (3)源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書・適用を受けようとする月の前月末
- (4)青色申告承認申請書・青色申告を行う場合には開業後2カ月以内
- (5)減価償却資産の償却方法の届出書・減価償却の方法を選定したいときには確定申告期限までに提出（届出のない場合は定額法となります）
- (6)棚卸資産の評価方法の届出書・評価方法を選定したいときには確定申告期限までに提出（届出のない場合は最終仕入原価法となります）
- (7)青色事業専従者給与に関する届出書・青色事業専従者に給与を支払う場合には開業後2カ月以内

なお、都道府県の税務事務所に対しても、事業開始の申告書を提出することになっています。

